

油山自然観察の森 森を育てる会 規約

第1条（名称）

本会は、油山自然観察の森 森を育てる会 と称する。

第2条（目的）

本会は、油山自然観察の森の保全活動を通じ、広く緑地保全活動を行う市民の育成・交流を行うことを目的とする。

第3条（活動内容）

(1) 油山自然観察の森内の保全活動

- i 森を育てながら 様々な生物の棲家をつくる。
- ii 生物の観察・森の恵みの利用を通じて自然に親しむ。
- iii 油山に分布する多様な自然環境・特有の景観を保全する。
- iv 人間と里山とのつながりや在り方を考える。

(2) 会員同士の親睦を深め、また資質向上を図るための活動

(3) 緑地保全活動を啓発するための活動

(4) 「油山自然観察の森」の運営への協力

(5) その他、本会が必要と認めた事項

尚、上記活動は福岡市油山自然観察の森自然観察センターと連携・調整して行う。

第4条（会員）

(1) 本会の目的に賛同して入会を希望する者は、会員となることができる。

(2) 会員としてふさわしくない行為のあった者は、運営会の議決により退会させることができる。

第5条（運営会）

(1) 会の運営にかかわる全ての事項は、運営会（通称うん・え一会）で討議する。

(2) 議決が必要な事項は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。

(3) 運営会への参加資格は、全会員にあるものとし、定足数は特に設けない。

(4) 運営会の開催日は、年間活動計画で周知する。

第6条（役員の設置）

(1) 本会は、以下の役員を置き、会の円滑な運営をはかる。

代表1名 会計1名 監査1名 広報数名 事務局数名 メーリングリスト管理人
カブトムシの森担当、アカマツ林担当

(2) 役員は、会員が推薦し、運営会の承認を得る。任期は1年とする。但し再任は妨げない。

第7条（役員の分掌）

(1) 代表は、本会を代表し、統括する。

(2) 会計は、本会の会計を担当する。

(3) 監査は、本会の会計を監査する。

(4) 広報は、本会の会報（森ものがたり）・対外広報を担当する。

(5) 事務局は、本会の庶務全般を担当する。

- (6) メーリングリスト管理人は、リストの登録、抹消を担当する。
- (7) カブトムシの森担当は、同地区の作業全般を担当する。
- (8) アカマツ林担当は、同地区の作業全般を担当する。

第 8 条 (会計)

- (1) 本会の会計は、会費・助成金その他をもってこれに充てる。
- (2) 会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- (3) 年 1 度会計報告を行い、運営会の承認を受ける。

第 9 条 (会計監査)

本会の会計は、必要に応じて本会監査による会計監査を受ける。

第 10 条 (年会費)

- (1) 本会の年会費は、1 人 2,000 円とする。但し学生は、1 人 1,500 円とする。
- (2) 家族会員の年会費は、1 人につき 500 円とする。
- (3) 年会費にはボランティア保険料を含むものとする。
- (4) 年度途中から入会の場合は、通常の年会費から発送済会報 1 部につき、100 円を差し引いた額を年会費とする。但し家族会員は減額の対象外とする。

第 11 条 (安全・保険)

- (1) 本会会員はボランティア保険に加入することとする。
- (2) 活動中の会員の安全確保は、本人又は保護者の責に帰す。

第 12 条 (規約の変更)

規約の変更は運営会での議決によって行われる。

第 13 条 (所在地)

本会は、福岡市南区桧原 855-1 油山自然観察の森・自然観察センター を所在地とする。

第 14 条 (その他)

本規約に定めのない事項については、運営会で議決する。

附則

- (1) この規約は 2002 年 3 月 2 日から施行する。
- (2) 2007 年 3 月・・第 10 条、第 13 条を改定。
- (3) 2010 年 11 月・・全条項を改定。
- (4) 2012 年 9 月・・第 6 条、第 7 条を改定。
- (5) 2016 年 3 月・・第 6 条、第 7 条を改定。